



協同の歴史の瞬間

第129回

1961(昭和36)年
「農業協同組合合併助成法」制定される

1962(昭和37)年
全中「総合審議会」が設立される

1969(昭和44)年
総合審議会
「農協の合併方針について」答申

1970(昭和45)年
全中「こんごの合併指導」決定

執筆 田中照良 元 J A 全中教育部

農協合併は1961(昭和36)年の「農業協同組合合併助成法」制定以降、本格化する。

まずその法律の基本理念を探った。農協の事業活動の強化、農業・農村の近代化を図るという理念を持っていたにもかかわらず、系統農協は慎重姿勢であった。これを大きく変えたのが全中に新しく設けられた総合審議会であった。

総合審議会は、1969(昭和44)年11月に全中に対して「農協の合併方針について」を答申した。これを軸にその後の合併方針がつくられ、合併が進んでいった。まさに農協合併推進の中核を担ったといえよう。

■「合併助成法」の基本理念の当時の系統農協の対応

(1)「農業協同組合合併助成法」の基本理念

前回は、1960・70年代に営農団地運動が農業振興策の中核として展開されたものの1970年代後半に停滞期に入り、1980年代に地域営農集団にその座を譲ったことをみた。しかし、この時期に農協合併をめぐる大きな動きがあり、今回はその動きをみていきたい。

農協合併は1961(昭和36)年の「農業協同組合合併助成法」(以下、「合併助成

法」が制定された以降に本格化する。「合併助成法」制定の背景には行政側のねらいとして、第一に経営不振組合問題が一段落したこと、第二に補助事業の実施主体となりうる農協を創設することの必要が、行政側にとって強まったことがある。

合併助成法の目的は、第一条に次のように記されている。

「適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して、農民の協同組合の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併を図ることを目的とする」

また、農林省側の合併推進の論拠についてみると、「一般経済の発展、通信交通機関の発展、農産物市場の拡大、市町村の合併等に伴って農村においても、社会経済圏が著しく拡大され、組合の規模の拡大が要請されているにもかかわらず、組合全般についてみると、その規模は極めて狭小であり、……(中略)農業経営の近代化等今後の農業の発展に対応し、農民の協同組合組織として、その機能を十分に発揮することは極めて困難であると思われる」と記している。

「合併助成法」の基本理念は、農協合併の推進により、①農業面活動を軸とした農協の事業活動の強化、②農協の経営体質の改善を通して、農業・農村の近代化を図ることであったと集約できよう。(以上については、北川太一氏の「農協合併問題の歴史的系譜～農協合併推進方策の変遷と背景～」を参考にした)。

(2)「合併助成法」前後の系統農協の対応

こうした行政の「合併推進」に対して、系統農協はあくまで慎重姿勢であった。合併の議論が開始された時、1953(昭和28)年の第2回全国農協大会において、「単協の経営規模については、その適正化につとめ、過小規模組合の合併を促進し、町村合併に対して慎重に善処する」ということを決議した。

さらに1961(昭和36)年の全中『農業協同組合年鑑』においても「農協合併について取り組む」という方針は示されていない。農協合併に対して慎重であったことが読み取れる。

■ 農協合併の中核を担った総合審議会

(1) 農協合併にうねりを起こした総合審議会

系統農協が慎重であった合併推進に対して大きな影響を与えたのが、全中に設けられた総合審議会(以下、総審)であった。総審は、その前身である「系統組織整備強化実行委員会」に代わって1962(昭和37)年に設立された。

総審は、形式上は全中会長の諮問機関であるが、実質的には系統全組織の意思決定の取りまとめを行う運営基幹的な性格を有していた(現在は定款にあるもののあまり開催されていない)。総審は1963(昭和38)年7月、単協の組織規模の

拡大の必要性和合併の自主決定を基本とする「農協合併の方針」をまとめ、さらに1965(昭和40)年10月には、「系統組織整備の方針」を取りまとめた。

これによると、単協の合併方針として、その規模については、日常組合員の意思が反映でき、経営の安定が確保できる範囲で、概ね経済圏と行政区域(1市町村ないし数ヵ町村)の一致するところとし、同一地区内の総合農協と専門農協とは合併することがのぞましいとし、とくに作目別組合員組織を整備すべしとしている。

(『JA読本』全国農業協同組合中央会 p124)

こうした総審の方針と全中の取り組みにより1960(昭和35)年度末に1万2050であった総合農協の数は、1968(昭和43)年度末には6470組合とほぼ半減した。

このように合併は大きく進展したが、全国的にみると、都道府県間の進捗度に大きな格差があった。

全中は、都道府県間の格差、大小規模組合の混在が、その後の系統組織の活動のさまざまな悪影響を及ぼすことを懸念した。そこで、1969(昭和44)年8月、総審にこれまでの合併実績、問題点を踏まえ、合併問題の取り扱いについて諮問した。

これに対し総審は同年11月に、「農協の合併方針について」を答申した。

(2) 総合審議会「農協の合併方針について」の概要

全中総合審議会「農協の合併方針について」(昭和44年11月4日)を目にする機会が限られているのでその概要を紹介したい。

① 自主合併の必要性

系統農協は、過去8年にわたり、合併助成法の運用のもとに組織の基本である農協の合併を行ない、組合員の期待に応える機能の強化、経営基盤の整備をすすめてきたが、その現状は十分とはいえない。

はげしく変化する経済、農業情勢のもとでは、農協が自らの体質を強め活動を活発にし、本来の機能と役割を果たす体制整備こそ重要である。

ア 現在なお、多数の小規模農協が存在し、これらは経済的規模・業務執行体制いずれも弱体であり、各種事業を専門的かつ総合して運営する経営体制を有していない。

イ 農協間の規模格差が著しく増大し、系統事業の効率化を妨げている。

ウ 農村地域でも、都市化区域でも農協の体制は不十分である。

これらの問題を解決するためには、合併による組織整備が必要である。よって、系統農協においては今後、自主合併を基本として合併を推進する。

②自主合併の目標

- ア 小規模組合を解消する。
- イ 合併の規模は同一経済圏ないし生活圏の範囲とし、行政区域との関係で1市町村ないし数市町村の範囲とする。特に農村地域農協では営農団地造成規模をめどとする。

③期間

(昭和)45年度から49年度までの5年間とする。

④年次計画

都道府県によって合併推進等にかなり差異があるので、県中はこの方針に基づき、実態に即して方針を定め、年次計画を策定して推進する。(以上、『新・農業協同組合制度史1・4』を参考にした)

全中はこの答申を受け、全中は1970(昭和45)年7月、「こんごの合併指導について」を決定した。以上のことからみても1960年代以降における農協合併に関して、総審はその推進の中核を担ったといえよう。



<参考文献>

- 『新・農業協同組合制度史1・4』協同組合経営研究所 1996年
- 『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年
- 北川太一「農協合併問題の歴史的系譜～農協合併推進方策の変遷とその背景～」(『農林業問題研究26巻2号』) 富民協会 1990年
- 『J A読本』全国農業協同組合中央会 補訂版第2刷 2006年